

総合資源エネルギー調査会 電力・ガス事業分科会
電力・ガス基本政策小委員会 制度検討作業部会（第44回）

日時 令和2年11月27日（金）9：59～12：07

場所 オンライン会議

○森本電力供給室長

ただいまから、総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会第44回の制度検討作業部会を開催いたしたいと思います。

委員の皆様方におかれましては、御多忙のところ御出席いただき、ありがとうございます。

本日も、前回までと引き続きまして、ウェブでの開催とさせていただきます。

なお、本日、大山委員につきましては、途中での御退席というふうに連絡をいただいております。

それでは、早速ではございますけれども、議事に入りたいと思いますので、以降の議事進行につきましては、横山座長をお願いをいたしたいと思います。

よろしくをお願いいたします。

○横山座長

横山です。声聞こえますでしょうか。

○森本電力供給室長

はい、大丈夫でございます。

○横山座長

皆さん、おはようございます。本日も、大変お忙しいところを御出席いただきまして、ありがとうございます。

それでは、本日は、非化石価値取引市場と容量市場について、それぞれ御議論いただければというふうに思います。

早速、お手元の議事次第に沿いまして、議題の1つ目でございます非化石価値取引市場について、資料3-1と3-2に基づいて、事務局より御説明をお願いいたします。

よろしくお祈いします。

○森本電力供給室長

それでは、まず1つ目の議題でございます。資料3-1及び資料3-2の関係でございます。非化石価値取引市場の関係ということで資料を御準備させていただいております。

1つ目の関係でございますけれども、高度化法の中間評価の基準となる目標値の設定ということで、昨年、非化石電源の資料、それから供給高度化法の関係の中間目標値の算定、今年度、2020年度の中間目標値の算定、数か月にわたり御議論をいただいていたところでございます。2021年度が近づいてきてございまして、第1フェーズの2年目、2021年度の目標値の整理、こちらが必要になっておりますということでございまして、本日、資料3-1で整理をさせていただいております。

また、今年度、2020年度が始まってございますけれども、新たに2021年度から中間目標値の対象となる新規事業者、6事業者ほどございます。そういった事業者の扱い、特にグランドファザリングの設定に関しまして、整理をさせていただきましたので、御議論をいただきたいと、こういった内容でございます。

また、資料3-2につきましては、これまで非化石電源市場の整備、2年半余りやってきてございます。そういったものの現状の報告、それから今後の課題といったところも整理をさせていただいておりますので、併せて御議論をいただきたいと、こういった内容でございます。

資料3-1の2ページ目でございます。中間評価の基準となる目標値の設定方法の詳細ということで、これは昨年このタスクフォースのほうで御議論をいただき、整理をいただいた内容でございます。

第1フェーズ、2020年度から2022年度までの目標値の設定のプロセスということで、ステップを大きく3つに分けて整理をしていただいているという内容でございます。

Step 1、個別事業者の2018年度の達成計画上の非化石電源比率ということで、化石電源グランドファザリング、いわゆる足元の状況を踏まえた特例措置と、こういったものを設定いただいていたわけでございますけれども、18年度の非化石電源比率を用いると。これがStep 1になってございます。

Step 2といたしまして、全体の非化石電源比率の目標を定めるということになってございます。全体の目標といたしましては、当該年度の供給計画、最も新しい供給計画を用いて当該年度の非化石電源比率を想定すると、こういった立てつけになってございます。

Step 3、全体としまして、第1フェーズということもございまして、激変緩和という形の一定の控除を行うと、こういうふうな整理も行っているところでございます。昨年、数値も決めていただいておりますので、8.63%という数字を設定しているというふうな内容でございます。こちらを踏まえまして、2021年度の目標設定をしていくと、こういうふうな流れにさせていただきます。

ページ、3ページ目でございます。

高度化法の非化石エネルギーの利用目標達成計画の提出ということでございまして、最新の非化石エネルギー源の利用目標達成計画提出の必要がある事業者、年間の販売電力量5億キロワット以上の事業者が対象になってございますけれども、こちらにつきまして、新たに6事業者、今年度から対象になっているという、この御報告でございます。

ページ、4ページ目でございます。第1フェーズ期間における中間目標値の算定方法ということでございます。

こちら、先ほどページ2ページのほうでお示しましたステップを、具体の表に表現をしたものになってございます。今年度、2020年度の中間目標値の設定、右の下のほうに書かせていただいております。全体としまして、供給計画ベースでの想定される全国の非化石電源比率26.1%という数字になってございます。各社のグランドファザリング、こちらを積み上げてまいりますと、18年度の非化石電源比率、積み上げる形になりますけれども、そちら約6%弱、5.72%という数字になってございます。

各社の割り当てられてございますグランドファザリングの量を加味し、さらには激変緩和量をさらにそこから控除すると、こういったような計算になってございます。

結果といたしまして、全体としまして約9%の証書購入による目標達成を果たしていくと、こういうような整理をこれまでさせていただき、各社に目標を通知させていただいていると、こういうふうな経緯でございます。

ページ、5ページ目でございます。新規対象事業者、6事業者に対するグランドファザリングの設定方法という内容でございます。

新たに6事業者が対象として追加になってございますけれども、2018年度の非化石電源比率の数字、目標計画を提出していただく義務がございませんでしたので、数字はございません。そのため、2018年度の数値を用いるのではなく、2019年度の数字を特例的に新規の対象事業者だけ用いると、こういう形の整理をさせていただいております。ページ、5ページ目でございます。

続きまして、ページ、6ページ目でございます。今回新たに設定をいたします、2021年度の中間目標値の算定という内容でございます。

方法といたしましては、2020年度の方法と基本的には同じ方法を用いております。全体といたしまして、21年度の想定される非化石電源比率27.92%という形に、供給計画をベースにいたしますと27.92%という数字になってございます。こちらは20年度の想定よりも約1.8%ほど上昇していると、こういうような想定になってございます。

グランドファザリングの量、こちらも新規対象事業者が増えてございますので、約0.2%ほど上昇した形になってございます。

こういったものも加味をいたしまして、2021年度の間目標値の具体的算定をさせていただいて、全体といたしましては、各小売事業者の証書購入量は約11%ほどになると、こういうような計算になってございます。

こちらの案で本日御確認をいただいた上で、今後、基本政策小委員会に報告の上、2020年度の末までに事務局より目標値等の通知を行っていくこととしたいというふうに考えてございます。

資料3-1の説明、以上でございます。

続きまして、資料3-2のほうに移らせていただきたいと思います。

非化石価値取引市場についてということでページ、1ページ目でございます。

これまでの経緯を本日振り返らせていただくとともに、これまでの総括、それから今後の課題、こういったものを整理をさせていただいていると、こういった内容でございます。

資料、先に進ませていただきまして、資料2ページ目以降でございます。

非化石価値取引市場ということでございまして、この委員会ではこういった議論、既に行わせていただいています、整理をしていただいた内容を前半つけさせていただきます。これまで電気と環境価値、これが一緒になってきたものを分離することによって取引を活性化する、ひいては環境負荷の低い電気、こういったものに投資を促していく、こういった趣旨で制度整備、進められてきたわけでございます。

ページ、3ページ目でございます。

非化石証書の種類ということで、これまでF I T非化石証書、さらにはこの11月から非F I T非化石証書、さらには指定なしの非F I T非化石証書、こういった商品もオークションが始まってございまして、バリエーション増えてきていると、こんな流れでございます。

ページ、4ページ目、それからページ、5ページ目につきましては、非F I T非化石証書のトラッキング実証の概要をつけさせていただきます。

F I T非化石証書、制度上はG I Oを通じて一括として証書化され取引されると、こういうような流れになってございますけれども、もともとの電源がどういったところからやってきている電源か、どういった発電を由来にしているか、こういったものを分かるようにする取組ということで、国の実証事業という形でトラッキングという事業も行わせていただいております。

ページ、6ページ目、それから7ページ目、8ページ目、9ページ目、こちらあたりは先ほどの資料3-1の関係でございますけれども、エネルギー供給高度化法の間目標値の設定ということで、これまで御議論をいただき整理をしていただいた内容のおさらいになってございます。

現在、第1フェーズに入っております、2020年から22年までの第1フェーズという形にな

っております。今後、グランドファザリングの在り方も含めて既に整理いただいておりますけれども、一部議論を今後も深めていくと、こういった内容になってございます。

おさらいという形でページ、10ページのところに、非化石価値取引市場の制度設計における変遷、こういったものをつけさせていただいております。

このタスクフォースで御議論をいただき、2018年5月に非化石価値取引市場を創設し、初回オークションの取引を開始していると、こういったスタートでございます。

その後、トラッキングの実証事業をスタートいたしまして、この4月には非F I T電源の証書化も果たしてきていると、こういうふうな流れでございます。

併せて、20年4月には高度化法の間目標値の導入を開始してございます。

この11月には、F I T分だけでなく、非F I T非化石証書の初回オークション、こういったものもスタートをしていると、こういった経緯でございます。

ページ、11ページ目でございます。

F I T非化石証書の約定量の推移ということで、環境対応への関心の高まりもございます。また、今年度から中間目標値も導入したということもございまして、取引量、大きく増えてきていると、こういうような足元の状況でございます。

ページ、12ページ目でございます。

11月の非化石証書のオークションの結果ということで、この11月、初めて非F I T分の非化石証書、再エネ指定あり、それから再エネ指定なしと、こういった商品も市場に投入されたわけでございますけれども、そちらの取引結果の内容でございます。

ページ、13ページ目でございます。

高度化法における非化石電源比率の推移ということで、毎年度、達成計画を出していただいている事業者の全体の非化石電源比率の推移でございます。足元2017年から19年度まで順調に1から2%前後、毎年増えてきていると、こういうのが足元の状況でございます。

ページ、14ページ目からページ、17ページ目までは、広がる非化石証書の活用例ということで、各社さんで今行われています非化石証書の活用、こういったものの取引が広がってきています、活用が広がってきていますと、こういったものの例を参考までにおつけをさせていただいております。

高度化法の達成目標だけでなく、こういった環境価値の取引、こういったものが少しずつ広がってきているということでございます。本委員会のオブザーバーで御参加いただいている企業の皆様方も活用いただいていると、こういった形で事例を御紹介させていただいているものでございます。

トラッキング付きの非化石証書でございますとか、多様なメニューを小売電気事業者として提供する例、それから自社の設備で環境価値を活用する例、さらには、そういった自社にとどまらず非化石証書を使う例、こういった様々な例が、少しずつではありますけれども広がってきていると、こういうような足元の状況でございます。

最後、まとめといたしまして、ページ、18ページ目、19ページ目の関係でございます。

制度利用者からの声ということで、非化石証書の制度、こういったものを事務局のほうで運営をさせていただいているわけでございますけれども、様々な意見、意見交換等をこれまでもさせていただいているところでございます。

今、足元におきましては、先ほどの例にもありましたけれども、環境価値、環境要請がどんどん高まっている中で、環境価値、こういったものの需要も徐々に増えてきているというのが、足元の状況かというふうに理解はしてございます。

一方で、電気と環境価値を組み合わせる供給を受ける、こういった環境価値の扱い、こういったものがなかなか需要家には分かりづらい、こういったような声もいただいているところでございます。また、環境価値に対する需要、こういったものは増えてきているというのが間違いないというのが言われる一方で、コストそのものをどういうふうに負担をしていくのかといったところの説明、このあたりがなかなか苦慮をしていると、こういったような声もいただいているところでございます。

こういった声を踏まえまして、現状評価、それから今後の課題といったところで整理をさせていただいてございます。特に今後の課題といたしまして、先ほどの声を踏まえまして、需要家による証書の価値評価の促進、特に最終的な需要家にこういった環境価値の活用、それから評価、こういったものをより高めていく努力、こういったものが引き続き求められているのだろうなといったところの課題でございます。

そういった一つの在り方として、例えばトラッキングスキームをしっかりと拡充をしていく、こういったものも今後の検討課題というふうに理解をしてございます。

また、需要家の理解の下で電気料金への反映ということでございますけれども、価値を適正に受け止めていただく、また、その入り口といたしまして、料金転嫁という課題、こういったものもこのタスクフォースで議論いただいてきてございますけれども、残された課題として電気料金への反映をいかにしていくかといったところもあるというふうに認識をしてございます。

全体といたしましては、非化石証書の取組、供給高度化法の目標達成のツールとして当初スタートしたわけでございますけれども、全体としては環境価値が非化石電源への投資、こういったものにつながっていくと、こういったものが本来あるべき目的かなといったところでございます。

こういったものを大きな目的を達成するためのスキーム、こういったものをこのままの制度でいいのか、さらにはどういったような改善、それから拡充、そういったものが図れるのかといったところも、今後の課題だと認識をしてございます。

さらには、第1フェーズ、現在行ってございますけれども、第2フェーズ以降の制度の在り方、以前の取りまとめでは来年夏以降議論させていただくというふうに整理させていただいてございますけれども、そういったところも残されている課題といったところでテークノートさせていただいてございます。

最後、今後の広報活動についてといったところを、資料つけさせていただいてございます。

課題の1つといたしまして、需要家に対する環境価値、こういったものの評価の促進と、これは一つ大きな課題になっているところでございます。そういった中で、これまでもホームページの作成、様々な勉強会、講演、こういったものを多用してきてございますけれども、そういったものの充実化、さらには回数の増加、さらには関連する事業者・需要家、こういったものを幅広く引き続き意見交換等やっていきたいなというふうに考えている次第でございます。

こういったところは、この委員会に出られている事業者の方々も含めまして、引き続き連携して政策推進、進めていきたいというふうに考えている次第でございます。

私から説明、以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明の内容につきまして、発言を希望される方は、これまでと同様にチャットのコメント欄にお名前と発言希望の旨を御記入いただくように、お願いをしたいというふうに思います。

それでは、早速お願いをしたいというふうに思います。いかがでしょうか。

今あれですかね、チャット欄にお名前を記入していただいているのではないかと思います。

それでは、小宮山委員のほうからお願いをいたします。

○小宮山委員

小宮山でございます。御説明、ありがとうございました。

私のほうから資料3についてでございます。

室長よりただいま御説明ございましたとおり、非化石証書の取引量が毎年度増加傾向にある点は大変歓迎すべきことであり、私も、需要家ニーズの高まり、中間目標の設定などが要因にあると思われる点に賛同させていただきたいと思っております。

一方で、2030年の電力需要の動向にも依存するかとも思いますが、現状の販売電力量や高度化

目標である非化石比率44%を踏まえますと、まだまだ取引量が伸びる余地が十分にあると思われますので、御説明にもございました広報活動をぜひ積極的に行っていただき、御説明にもございました非化石価値のコストが適切に理解される環境の整備など、お願いさせていただきたいと思っております。

また、列挙していただいたスライド19の課題の中でも、トラッキングスキームの拡充は、環境に配慮した多様なビジネスやサービスのさらなる普及・展開などにもつながるものと思っておりますので、需要家のニーズも踏まえた上でF I T・非F I T非化石証書のトラッキングスキームのさらなる拡充も、ぜひ重点的に御検討いただければと思う次第でございます。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、イーレックスの上手さんから、お願いいたします。

○上手オブザーバー

上手です。聞こえておりますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○上手オブザーバー

取りまとめ、ありがとうございます。

資料3-1について1点、3-2について2点、御意見申し上げさせていただきます。

まず、資料3-1の21年度の間目標の考え方には異論がありません。目標値の通知を年度内の早い段階で行っていただければというふうに思っています。

それから、ちょっと実務上気になっている点を申し上げますと、3年平均で目標達成するということが具体的にどういうことなのか。それから、グループで達成可能という説明になっていたと思うんですけども、その意味合いがどういうことなのか。極端な話でいいますと、複数の小売電気事業者を抱えている会社が、代表1社1年で3年分の非化石証書を大量に調達するというようなことが許されるのかどうか。こういうことをなるべく早い段階で整理が必要なのかなというふうに考えております。

それから、資料3-2ですけれども、5ページのトラッキングスキームについて、RE100の顧客ニーズの高まりは新電力としても感じておりますので、このトラッキングスキームのさらなる利便性向上を期待したいところでございます。

ただ、具体的なところで1つ指摘を申し上げますと、例えばF I T電源の場合、現行のスキー

ムでは特定卸供給を受ける1つの小売事業者のみしかトラッキング属性を付与できないような仕組みになっているというふうに理解しています。これですと、発電所との力関係とか資本関係が強い小売事業者のみがトラッキング属性を抱え込むということができてしまうのではないかと考えておりますので、属性を分配などできる仕組みを今後考えていただければというふうに思います。

それから、12ページの約定結果ですけれども、これは小売事業者としては想定外の結果になったというふうに考えています。環境価値つき電気の引き合いというのは確実に高まっておりますけれども、まだエンドユーザーは電気料金を値上げしてまで買うという風潮にはなくて、現時点では、その調達コストのほとんどが小売事業者のほうで回収できないものになるということは、ぜひ御理解いただきたい。今後の調達戦略を考える上で、各社が分析を進められるように、今回の約定がどのぐらい売れて、どのぐらい売れ残ったのかというのは知りたいと思います。また、その売惜しみがあつたのかですとか、マーケットを介さない相対取引が大量にあつたのかどうか。こういったものも併せて監視をお願いできればと思います。

以上です。

○横山座長

はい、ありがとうございました。

目標値のところでも2点ほど御質問ありましたけれども、後ほど事務局からまとめてお答えをいただければというふうに思います。ありがとうございました。

それでは、エネットの竹廣さん、お願いいたします。

○竹廣オブザーバー

はい、ありがとうございます。音声、聞こえておりますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○竹廣オブザーバー

今回の非化石価値オークションについて、コメントさせていただきたいと思います。

今回、再エネ指定なしの非FIT証書が、12ページにもございますように1.1円で約定したということは、FIT証書の最低価格である1.3円に引きずられた結果ではないかと受け止めています。非FIT取引市場への供出者は現時点で限定的ですので、その少数の事業者が市場支配力行使した結果、価格つり上げが起ってしまったのではないかとこの疑念も持っているところですので、そういった状況下で、2点申し上げさせていただきたいと思います。

1点目は、FIT証書の最低価格の撤廃についてです。非FIT証書に本当にそれだけの価値

やニーズがあるならば、F I T証書の最低価格を撤廃しても価格は維持されるのではないかと考えます。証書全体の取引量が増えてきましたので、この段階でマーケットに価格を委ねるという考え方は自然な展開だと思いますので、ぜひ御検討をお願いしたいと思います。

2点目ですが、監視等委員会へのお願いになりますけれども、監視についてでございます。先ほど申し上げたような点もございますし、このオークションにおける売り札、それから買い札の価格分布の分析等、公表をお願いしたいと思っています。市場支配力のある事業者の不自然な入札行動がないかという点で、御確認をお願いしたいと思っています。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、出光興産の渡辺さん、お願いいたします。

○渡辺オブザーバー

渡辺でございますが、聞こえておりますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえています。

○渡辺オブザーバー

ありがとうございます。

御説明、ありがとうございました。私どもから今回の非化石証書のオークションの結果に関して、2点、御意見をさせていただければと思っております。

まず、今回の非F I T非化石のオークションにつきましては、これはF I T非化石の取引市場と異なりまして相対契約も認められているということから、我々自身この市場に供出された売り入札数量さえ分からないという状況でございます。正直、今回のこの約定価格がどういう要素・要因でこの結果になったかというのが非常に見えないというふうに感じております。

これまでの議論でも、市場の流動性確保ですとか、売惜しみの懸念といったことが意見として出てきておるわけでございますので、これらの懸念を払拭するという観点からも、今回のオークション結果については、次回のオークションがなされるまでの間に、容量市場同様に売り入札量あるいは証書の売手の入札行動、これについての分析とその情報の公開、開示をぜひお願いしたいと思っております。

また、これまでも意見として何度も申し上げておりますが、この非化石価値の取引は、日本国全体の気候変動問題の対応に資する価値ある取組だというふうに思っておりますので、ぜひ今回の市場の結果も含めて、これら一連の取組については、広く電力の利用者である社会全体に理解

を得るべく。情報公開と広報活動についてはぜひ御検討いただきたく、よろしく申し上げます。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、秋元委員、お願いいたします。

○秋元委員

はい、秋元です。どうも御説明ありがとうございました。

まず、資料3-1の中間目標の設定ということですが、これについては、これまでのルールどおりで御提案ということですので、全く異論なく、このとおり進めていただければというふうに思います。

資料3-2ですが、今言おうと思っていたことを、渡辺さんにちょうど言われたところがございますけれども、まず1点目に、非FITの売り入札量がどの程度だったのかという情報は開示いただいたほうがいいのではないかというふうに思います。量が増えたという御説明で、確かに増えているわけですが、量的にいうともっとあるはずで、そういうことを考えると、必ずしもこの増えたということで歓迎していいのかどうかということも疑問ですので、そういった意味からも、売り入札量がどれくらいあったのかということも含めて情報をいただければというふうに思います。

これも渡辺さんがおっしゃったことと同様ですが、まさに政府は2050年カーボンニュートラルということで、CO₂排出削減の対応を強めようとしているところでございますので、この非化石価値取引市場は非常に重要で、需要家にしっかりその説明が必要かなど。最後のスライドにそういう方針についても書かれていましたが、ぜひ発信をしっかり進めていっていただきたいというふうに思います。

それとも関係しますが、これまでも私も何度か意見させていただいたように、規制料金の部分で簡便な価格転嫁をする手法がなければ、なかなかこれは広がっていきなくて、結局、事業者の負担になっていて、そういう面からいっても量が増えてきにくい部分があると思いますので、早くしっかり、いい市場に立ち上げるためにも、簡便な価格転嫁の手法というものを、ぜひ御検討いただければというふうに思います。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、武田委員からお願いいたします。

○武田委員

はい。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○武田委員

資料3-2の今後の課題について、一言申し上げたい。

今般、非F I T非化石価値の市場価値というものが明らかになったわけですけれども、社内取引の内外無差別性を検証することが必要ではないかと思えます。以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、東京ガスの菅沢さんからお願いいたします。

○菅沢オブザーバー

菅沢でございます。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえています。

○菅沢オブザーバー

御説明ありがとうございました。

私からは、資料3-2につきまして、2点、コメントさせていただきます。

まず、スライド12の11月の非化石証書のオークション結果についてです。

今回のオークションは非F I T非化石証書の初回オークションでございましたけれども、こちらの結果につきまして、やはり容量市場やベースロード市場と同様に結果の検証が必要ではないかと考えております。非F I T非化石証書のオークションは、やはり売手の市場支配力が非常に高い状況になっているのではないかと我々は想像しておりまして、本来であるならば、顕在化した非化石価値につきまして、原則はお客様のニーズあるいはマーケットのニーズによって価格が決まっていくという形が適切と思っておりますけれども、現状においては売手の市場支配力によって価格が形成されてしまっているのではないかという懸念を持っております。まずは、約定価格や約定量に加えまして、可能な範囲で売り札等の情報を公開いただきまして、将来の適切な市場の形成に向けて議論を開始していただきたいと思っております。

続きまして、2点目になりますけれども、スライド19に御記載いただいている今後の課題（例）にあります、第2フェーズ以降の制度の在り方について、1点コメントです。

今般のカーボンニュートラル宣言も踏まえまして、これまで以上に非化石電源を拡大していく

ということの重要性が増していくものと認識しております。この観点から、既に保有している非化石電源に焦点を当てるのではなく、これからの頑張りが評価される制度の導入が大事と考えております。また、これからの頑張りが評価されることで、大型水力や原子力の保有状況によらない、公平な競争条件が維持できると考えております。

私からは以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして大橋委員、お願いいたします。

○大橋委員

どうもありがとうございます。

2点だけですけれども、まず第1点は、資料3-2の12ページ目で、あるいは11ページ目もそうかもしれませんが、約定量について示していただいていますけれども、応札量に占める約定量、これは売りと買い、応札量あると思いますけれども、ちょっとその情報をいただけると規模感が分かるかなという感じがしています。市場の情報公開の一環だと思いますけれども、ぜひ御検討いただければありがたいなと思います。

2点目は、この制度における今後の課題を現状評価とともにいただいていますけれども、この5つの課題例は、多分精粗というか、その粒度が様々だなと思っていて、ある意味ちょっとこれは時間軸に並べてどういうふうなプライオリティでやっていくのかというのは要検討だなと思います。私が思うに、最初の2つのポツ、つまり証書の価値評価の促進とかトラッキングのスキームというのは、これは継続的にやっていくものなので、ある意味、恒常的な話だと思いますが、残りの3点は比較的、検討を始めなきゃいけない論点なのかなと思います。

参考資料で御意見の内容というのもいただいていますけれども、やっぱり電気料金についてどう考えるのかというのは喫緊の課題である事業者もいらっしゃるよう見受けられますし、また、先ほどからも御意見幾つかありますけれども、カーボンニュートラル宣言を踏まえた上で、この制度をどう考えるか、これは広報も含めてだと思いますけれども、そうした点もしっかり議論して、社会にきちっと広報していかなくちゃいかんということはあるんだと思います。

以上です。ありがとうございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、國松さんのほうから、よろしくお願いいたします。

○國松オブザーバー

ありがとうございます。日本卸電力取引所の國松でございます。私どものほうで非化石市場を対応させていただいておりまして、本年の11月に非F I Tの非化石の取引を実施、特にシステム上の問題もなく実施できたものでございます。関係された方には感謝申し上げるものでございます。

コメントとしていろいろ挙がっておりました最低価格の撤廃のお話が出ましたけれども、私どもも、そもそも1.3円の最低価格の撤廃の主張はさせていただいておりましたが、この非化石割合の目標設定が3年の平均でやっていくということになりますと、始まってしまった後に最低価格を撤廃してしまうと、1.3円で買った人、1.1円、1.2円もそうですが、そういった方が後で結局不平等になってしまうと、途中の変更によって先に買った者が不平等になってしまうということも考えられますので、この区切り、どこでその撤廃をするべきなのかというのは非常に難しく、考えていかなければいけないと。決して先に買った人が不平等にならないように気をつけながら、検討が必要かと思っております。そういったことをする中で、最低価格を撤廃することに関しましては私どもも賛成する部分でございますけれども、ちょっと難しい時期に足を入れているなという認識を持っております。

情報公開に関しまして、現在は約定量と参加者というのを出してございますが、どのぐらいの売り入札量、買い入札量があったのかということにつきましては、今後、公開に向けた検討を開始したいと思っております。過去分に関しましては、そういった部分は公開されない中での約束で入札されているものということでございますので、公開するというのを先に参加者の方に申し上げてからの公開ということに向かうものと認識しております。

ただ、今回の価格帯に関しまして、1.1円、1.2円、1.3円という並びでございます。全てが非化石割合の到達という意味では、同じ価値を持つものが0.1円差に並んだというのは、初回としては非常に上々の出来の部分はあるのかなと思いますし。また、売惜しみ等があってその買手が買えなかったということは、余り量からして最終的なF I T非化石の量も余っておりますので、そういった意味ではまだないのかなと思っております。

今後、一般に向けての広報活動というのは私どもも大事だと思っております。今、何が混乱をしているのかということと、事業者に対する規制というか、そういったものはかかっているんですが、需要家のものというのはいない中です。

非化石証書というのも需要家が使えるものではないという整理で、事業者が責任を持ってそれを買っていくというのが定められているんですが、需要家の義務たるどころというか、需要家ができる範囲というのと事業者がやる範囲の明確な区分けというのは必要なかなと思っております。事業者がゼロに持っていくのか、事業者はもともと0.4ぐらいまでの責任を負って、

0.4からゼロにするのは例えば需要家の責任にするとか、そういったちょっと切り分けがないと、ある事業者は0.2で出している、ある事業者は0.5で出している、需要家はそれをゼロにするというのだと分かりにくくなりますし、そういった意味では、需要家が何をするのかというところ、何をさせるのかというところまで包含したCO₂削減を、施策というものを説明していく必要があるのかなと思いました。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、中部電力の花井さん、よろしく願いいたします。

○花井オブザーバー

中部電力、花井でございます。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○花井オブザーバー

ありがとうございます。

資料3-2についてお話をさせていただきます。

まず、これまでの振り返りも含めて丁寧に整理いただきまして、感謝申し上げます。

2030年、エネルギーミックスにおける非化石率44%の達成はもとより、首相の所信表明でもありましたが、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわちカーボンニュートラルの実現を目指すと宣言されました。その実現に当たり、非化石価値取引市場はゼロエミ電源の価値を高め、導入量を増やしていくという観点から重要な役割を果たすと認識しています。我々事業者もカーボンニュートラルに向け当該市場を活用しつつ、非化石電源比率の拡大に向けて努力していくことを考えてございます。

その上で、2点、意見を述べさせていただきます。

1点目は、12ページの11月の非化石証書のオークションの結果についてです。今回は非FIT非化石証書の初回オークションであるということと、また、高度化法の間目標に達する評価の仕組みを3か年平均で目標達成をしていくということを考えますと、今回のオークション結果で現状制度の良し悪しを評価するものではないし、難しいと考えております。

2点目は、今後の課題についてです。19ページに記載されておりますが、需要家に非化石価値を御理解いただき、環境ニーズを高めることは非常に重要と考えております。事業者としても、需要家の環境ニーズが高まっている点は実感しておりますが、現時点での調達証書は中間目標達

成を目的とした量が太宗と推測でき、まだ道半ばの状況と認識しています。2050年カーボンニュートラル達成という観点では、事業者だけではなく需要家も含め我が国一丸となって対応していくことが必要であると考えます。

第2フェーズ以降の制度はもちろんのこと、第1フェーズにおきましても、そういった観点からトラッキングスキームの拡充や、適宜・適切な電気料金の反映等を導入していくことが必要であると考えていますので、「今後の課題（例）」にはなっておりますが、異論はなく、実効性のある具体的施策の検討が必要かと思えます。そのために、20ページにあります国による広報活動、この対応は非常に重要であると考えていますので、ぜひお願いしたいと考えています。我々事業者としましても、日々のお客様との関係の中でしっかりと対応してまいりたいと考えております。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、又吉委員、お願いいたします。

○又吉委員

みずほ証券の又吉です。よろしくお願いいたします。

○横山座長

はい、よろしく申し上げます。

○又吉委員

資料3-2の19ページ目に今後の課題（例）を整理していただいておりますが、こちらにつきましては、優先度を見極めながら検討及び対応を進めていただくことが重要であるというふうに考えております。特に小売事業者側で買取り義務量が着実に増加する一方で、小売価格への転嫁スキームに関する議論がやや進展が見られないという点に懸念を持っております。需要家理解を深めるための広報活動を進めると同時に、時間軸を定めた上で価格転嫁のスキームの検討、対応を図っていくことが重要でないかというふうに考える次第です。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

ほかに御意見ございませんでしょうか。

よろしいでしょうか。特に御意見がございませんが。

それでは、来年度の目標値の設定については、特段の御反対はなかったかなというふうに思います。

資料3-2について、御質問が上手さんから2点ほどございましたし、また、たくさんいろい

ろコメントをいただきましたので、事務局のほうから、それではコメントをお願いしたいと思います。

よろしく願いいたします。

○森本電力供給室長

いろいろコメントをありがとうございました。2年半近く制度を運用させていただきまして、いろいろまだ課題がある中で幾つか御指摘もいただいてございまして、継続的にやるもの、それから検討を至急しないといけないもの等々、認識を改めさせていただいてございまして、引き続き皆さんとも御相談をしながら全体進めてまいりたいと思います。

個別でございませけれども、1つ、今日幾つか御指摘いただきました情報の公開ですね、11月のオークションの情報の公開、こちらにつきましては、國松さんも含めましてちょっと御相談をさせていただいて、どういったものが必要なのか、どういった対応ができるのかというところは至急検討させていただきたいなと思ってございませるので、こちらは引き取らせていただきたいと思います。

あと、上手さんから御質問いただきましたグループの関係でございませ。これは、すみません、前から事務局のほうにコメントいただいている点でございまして、こちらもちょうと御相談をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、全体の中でもコメントございませけれども、第2フェーズ以降の在り方、その前に第1フェーズをどういったふうに評価をしていくのかと、多分こういう課題が、「課題(例)」にも挙げさせていただきませけれども、残っているのかなというふうに認識をしてございませ。先ほど3年の中でどういうふうに評価をしていくのかといったところも、この中の課題の一つということかと認識をしてございませ。

そういった中で、この3年をどう振り返り、さらには第2フェーズ以降をどうしていくのかといったところ、もともと中間取りまとめのところでは、2020年度の結果が出た夏以降、本格的に議論をしていくと、こういうような整理をさせていただいてございませけれども、本件、引き続き必要な点については議論をしていきたいなというふうに考えてございませるので、引き続きよろしく願いしたいなというふうに思っております。

私からは、以上でございませ。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、事務局におかれましては、非化石価値取引市場の来年度の中間目標値の通知に向けた準備を進めていただくとともに、今後の非化石価値取引市場のさらなる活用に向けて一層の取

組を進めていただきますよう、お願いをしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、続きまして、容量市場についてということで、資料4-1、4-2について、事務局から御説明をお願いいたします。

○森本電力供給室長

続きまして、資料4-1、それから資料4-2の関係、容量市場の関係でございます。御説明をさせていただきたいというふうに思います。

資料4-1でございます。

本日の議論ということでページ、1ページ目に書かせていただいております。

9月の半ばに初回オークションの結果を公表した後、約定結果の評価、今後の制度設計をどういうふうにしていくのかといった議論、2回ほどこのタスクフォースでも議論をしていただってきたというふうに承知をしております。また、大局的な議論、さらには個別の検証事項、こういったところについても御意見をいただいているというようなことでございます。

一方で、このタスクフォースの外でも、我々資源エネルギー庁のほうに様々な御意見・要望等をいただいているところでございます。非常に関心が高いということもございまして、そういった御意見もちょっと今日は整理をさせていただいて、そういった意見も踏まえまして今回の検証、それから今後の制度設計の在り方の見直し、そういったところにつなげていきたいというふうに考えてございます。

また、本日は、一部、既に御指摘をいただいている整理をしないといけない内容、こういったものもございまして、維持管理コストを含めまして整理をさせていただいておりますので、御意見等いただければというふうに考えてございます。

ページ、4ページ目でございます。

前回の本部会における主な御意見をまとめさせていただいております。大きく分類をさせていただきますと、小売電気事業に対する影響の緩和、特に逆数入札、経過措置の在り方、シングル、マルチと、このあたりの御指摘をいただいているというふうに承知をしております。

2つ目の柱といたしまして、供給力、目標調達量、需要及び供給、こういったものをどういうふうに捉えるのかということ、特に供給面での御指摘、供給力をどういうふうに確保していくのか、見通していくのか、こういったところも御指摘をいただいていると承知をしております。

それから、制度全般に係る御意見ということで、今、政府全体でも進めてございます地球温暖化対策、その中での非効率石炭火力のフェードアウト、こういったものへの整合性、それから、情報の開示、こういったところの御意見をいただいていると承知をしております。

ページ、5ページ目でございます。

関係者から寄せられた主な御意見といったところをまとめさせていただいております。

すみません、ページを飛ばしてしまいましたけれども、ページ、3ページのところに記載もさせていただいておりますけれども、事務局、資源エネルギー庁のほうに、計100社以上連名でいろいろ要望をいただいたといったところもございます、トータルいたしますと、これぐらいの数の関係者から御要望をいただいたり、また、具体の意見交換等もさせてさせていただいております。そういった意見もまとめさせていただいてページ、5ページのところに記載をさせていただいております。本日、こういった御意見に対するこれまでの考え方を簡単に整理をさせていただき、それを踏まえて御議論をいただきたいと、こういうふうな趣旨でございます。

ページ、6ページ目でございます。

1つ目の御議論いただきたい観点ということで、小売事業に対する影響の緩和（経過措置、逆数入札）という内容でございます。こちらにつきましては、過去2回のこの部会でも御意見をいただいているところでございますけれども、経過措置の在り方、逆数入札の仕組み、こういったところのコメントをいただいている、御意見をいただいているという内容でございます。

ページ、7ページ目でございます。

上限価格の設定という内容でございます。需要曲線の上限価格について、上限価格を意識した入札を行わないよう、あらかじめ公表しないというやり方、幅を持って価格を公表するというやり方、そういったものもあるんじゃないかと、こんな御意見もいただいているところでございます。

一方で、入札する事業者の応札の予見可能性を確保する観点、需要曲線そのものの公表が必要と、こういった御意見もあるというふうに承知をしてございますし、本委員会ではそういった観点から第1回目は公表して実施をしていると、このような流れでございます。こういった過去の経緯も踏まえまして、どういったふうに考えるのかといったところの意見をいただきたいというものでございます。

ページ、8ページ目でございます。

供給力を増やすこと、また、目標調達量の見直し、こういったところの市場の在り方といったところの内容でございます。本委員会でも御意見をいただいておりますF I T関連の電源でございますとか自家発電源、こういったものの精査、こういったものを引き続き必要ではないかと、こういった御意見もいただいているところでございます。

一方で、F I T関連電源の中、例えば石炭混焼バイオ発電の織り込み方、自家発に対しては市場参加を促して供給力を増やしていくことということを広域の検討会のほうでも議論、検討、整理を今行っている最中でございます。

こういった取組にさらに追加して何か必要かどうか、具体的な対応は引き続き広域機関と連携していくという形で整理をさせていただいてございますけれども、御意見等いただければというふうに考えてございます。

ページ、9ページ目でございます。

調達方法の見直しということで、追加オークションの活用といった御意見もいただいているところでございます。

一方で、これまでの御議論では年間最大調達量、最大需要に対して112.6%、こちらを1回のオークションできっちり確保していくということ。さらには、諸外国の例を踏まえて、基本的にはメインオークションで一度の全量を調達することを基本とするという整理をこれまでもいただいているところでございます。このやり方について、どのように考えるのかといったところを論点として挙げさせていただいてございます。

ページ、11ページ目でございます。

新設電源の確保といったところで御意見をいただいているところでございます。長期契約を前提とした新設電源の公募を実施し、新設の電源を促進することによって新陳代謝を進めていくといったところも必要ではないかという御意見をいただいているところでございます。

本部会のこれまでの整理では、kW価値は等価という考えの下で、既設・新設電源を区別することなく容量市場の対象とするということで整理をいただいているところでございます。

また、新設電源の関係、特に安定供給の確保のために中長期的な電源投資、こういったものをいかに確保していくのかといったところ、これは重要な論点になってございまして、既に別の委員会におきましても議論をされている途上でございます。

そういった点を踏まえまして、引き続きそういった委員会の議論を深めていくということにしてはどうかと整理をさせていただいてございます。

ページ、12ページ目でございます。

監視の強化といったところも御意見をいただいているところでございます。現在、監視委員会の方の議論では、内外無差別な電力卸売を行うことのコミットメントの表明、それから、社内取引価格の設定等、具体的な方策に取り組んでいくというような方針が既に示されて、実行に移されているというふうに承知をしております。

また、小売市場重点モニタリング、こういったものも今後フォローアップをしていくという形になってございます。まずはその対応状況を注視していくという形にしてはどうかと整理をさせていただいてございます。

容量拠出金の負担割合、小売電気事業者と一般送配電事業者の負担割合の見直しという観点の

御意見もいただいているところでございます。

現行の託送料金上、送配電事業者が確保する調整力に係る固定費6%相当が、原価参入にするということが認められているというふうに承知をしてございます。それを踏まえまして、容量市場におきましても、6%相当分につきましては一般送配電事業者が負担すると、こういうふうな整理を過去にいただいているところでございます。

こういった負担割合に関して、まず現在、託送料金制度の議論が行われているというふうに承知をしてございます。まずはそういった議論を注視しつつ、こういった見直しについても必要であれば検討していくということにしてはどうかと整理をさせていただいてございます。

ページ、14ページ目でございます。

再エネ電源について、その価値が適正に評価されることを希望すると、こんなコメントもいただいているところでございます。本部会の整理におきましては、これまで過去用いてございました算定方法、L5評価からEUE評価と、国際的に用いられている評価、こういったものを導入し、再エネ等の供給力価値を技術的に評価してきたところでございます。

EUE評価の導入により、結果としてその価値が高まる方向と今なっております。今後、再エネ電源の主力電源化の実現を踏まえながら、こういった再エネ電源の評価はどういうふうにしていくのかといったところの論点でございます。

そのほか、情報公開といったコメントもいただいているところでございます。こちらにつきましては、この後の2. (2)で引き続き御説明をさせていただきたいというふうに思っております。

以上、これまでいただいた意見とこれまでの考え方を整理をさせていただいたものでございます。

続きまして、これまで御指摘いただいたもの、それに対する一定の整理をさせていただいているものの御説明でございます。

維持管理コストの算定方法の在り方ということでページ、17ページ目でございます。

応札価格のルールにつきましては、市場支配的事業者が維持管理コスト以下で入札している場合には、経済合理的な行動で、問題にならないというふうに整理をし、具体的な算定方法につきましては、入札ガイドラインという形でお示しをさせていただいているところでございます。

今回の初回の入札結果を踏まえまして、監視等委員会から、一部維持管理コストにつきましては来年度のオークションに向けて整理をし、ガイドラインに示すことが適当と、こういうような御指摘をいただいているところでございます。

今回、御指摘をいただいております複数年度分の費用計上、それから維持管理コストに計上

するかどうか、そういったものをしっかりクリアにすべきものと御指摘をいただいておりますので、そちらを18ページ目以降で整理をさせていただいております。

ページ、18ページ目でございます。

複数年度分の維持管理費用の計上という内容でございます。2ポツでございますけれども、ガイドライン上、直ちに問題となるものではございませんが、平準化した単年度分の費用のみを計上することがより合理的と、このような御指摘をいただいているところでございます。

こういった御指摘を踏まえまして、ガイドライン上、来年度以降のオークションにつきましては、基本的には単年度分の費用のみを計上するという整理にはどうかといったところで、それを明確化するという形の修正を御提案させていただいております。

ページ、19ページ目でございます。

事業報酬、事業税、法人税の計上という内容でございます。これらにつきましては、それぞれ維持管理コストに含めないことがより合理的ではないかと、こんな御指摘をいただいているところでございます。

こういった御指摘を踏まえまして、維持管理コストで支払うコストとして含まれない項目、そういったものを明確化するという整理をしてはどうかという内容でございます。事業報酬、事業税、法人税等の考え方、こちらをガイドライン上明記するという内容でございます。

ページ、20ページ目でございます。

事業税の算定方法という内容でございます。こちらも上限価格×応札容量に税率を乗じて算定した額を越えないようにするという考え方が合理的と、こういうような御指摘をいただいているところでございます。

維持管理コストに含める事業税については、基本的には収入割にするといったところを明確化するという整理をさせていただいております。

こちら、ガイドラインの修正案でございます。

以上、維持管理コストでこれまで必ずしも明確にならなかった点をガイドライン上明確化してはどうかと、こういった内容の御提案でございます。

2点目でございます。情報の開示の関係でございます。ページ、21ページ目でございます。

情報の開示、ここで申し上げているのは小売電気事業者の要請に応じた応札結果の開示という内容でございます。これまで広域機関の検討会におきまして、小売電気事業者と発電事業者が相対契約の見直し協議を行うに当たって、容量市場の落札状況を相互に確認できるようにするという観点から、こういった応札結果を要請があった場合は開示をすると、こういうような整理をしてきているというのが過去でございます。

こういった整理を踏まえまして、2020年11月下旬から受付を開始するというふうな形で今、準備を進めてきているというところでございます。資料上「2020年11月下旬から受付」ということで書かせていただいていますけれども、昨日から受付を開始するという形で、広域機関のほうで受付開始をスタートしていると、こういうようなことでございます。

資料は、すみません、ちょっと修正が間に合いませんでしたけれども、そういった対応になってございます。

ページ、22ページ目でございます。

一定の情報の開示といったところは対応を取っていくというのが、これまでの整理でございますけれども、ページ、22ページ目、情報の公表という内容でございます。

制度の透明性をより確保し、入札結果、事業者の理解と納得を高めていくといったところで、これまでも一定の情報公表を行ってきたわけでございますけれども、さらに制度の透明性を高める観点から、落札結果に関する情報の公開、例えば落札した電源、容量、このあたりを広く一般に公表してはどうかと、こんな御意見もいただいているところでございます。

他方、そういった落札結果を広く公表することは、応札事業者の競争上の利益を損なったり、市場における適切な競争を阻害する可能性もあるのではないかと、こんな御指摘もいただいているところでございます。

なお、海外での容量市場における電源個別情報の対応は、イギリス、それからアメリカ、フランス、対応が分かっているというような状況だというふうに認識をしているところでございます。

そういった背景の中で、また一方で情報公表を求める声、こういった声もいただいている中で、どのようにこういった情報の公表を進めていくのかという論点があるというふうに認識をしてございます。仮にそういった落札した電源のIDでございますとか容量等、こういったものを、この例を踏まえながら広く一般に公表していくといったところ、どういうふうに考えるのかという点、ぜひ本日御意見をいただきたいというふうに考えている次第でございます。

資料4-1の関係は、以上でございます。

続きまして、資料4-2のほうの説明に移らせていただきたいと思います。非効率石炭火力のフェードアウトに向けた誘導措置及びその他施策の検討状況についてという内容でございます。

資料、ページ、1ページ目でございます。

非効率石炭火力のフェードアウトに向けた各種施策の検討状況ということで、この7月から、非効率石炭火力のフェードアウトの実効性を高める観点でのさらなる施策といったところを、パッケージで検討を進めているところでございます。

資料1ページ目が全体像でございます。規制措置、それから誘導措置、誘導措置は本タスク

フォースのタスクになってございますけれども、3点目といたしまして、基幹送電線の利用ルールの見直し、こういった検討を進めている途上でございます。

また、そこから議論のございました実効性を確認し、そういったもののフォローをしっかりとしていくという観点で、フェードアウトに関する計画、こういったものの必要性の御指摘、こういったものもいただき、議論を進めている最中でございます。

本日、簡単に概要を御説明した後、本タスクフォースのタスクになってございます非効率石炭火力の誘導措置、フェードアウトの誘導措置の在り方、こういったものも御議論いただきたいと、こんな立てつけにさせていただいております。

ページ番号、3ページ目でございます。

規制的措置の検討状況ということで、石炭火力検討ワーキングで議論をされている内容でございます。主に現行の規制的措置で取られています省エネ法、こういった制度を活用して、こういった規制的措置のさらなる実効性の確保ができるかと、こんな議論をさせていただいているところでございます。

ページ、4ページ目でございます。

基本的方向性というところで、現在議論をしている内容の概要でございます。非効率石炭火力の定義ということで発電効率実績、こういったものを指標として検討していけばいいのではないかと、こんな流れで検討しているところでございます。

また、発電効率の算定措置ということで、バイオマス混焼・副生物の混焼、熱利用、さらにはアンモニア混焼、水素混焼、こういったものの新技術の扱い、こういったものの検討を進めているところでございます。

目標の在り方といたしまして、新たな指標の策定といったところの検討も進めてございます。これまで省エネ法におきましては、火力全体、石油、それからLNG、そういったものの全体の指標で規制的措置というものを行ってきたわけでございますけれども、そこに新たに石炭火力のみをターゲットとした新たな指標の作成、こういったものの検討を進めている最中でございます。

また、ワーキングの中で、一定の石炭火力発電事業者に対するフェードアウトの進捗状況をきっちりフォローすべきじゃないかと、こんなような御意見もいただいているところでございます。そういった内容を踏まえまして、親委員会の基本政策小委員会のほうでも議論をさせていただく。後ほど出てまいります。

ページ進んでいただきまして、資料ページ、7ページ目でございます。

送電線利用ルールの検討状況ということで、大量ネットワーク小委員会のほうで議論をさせていただいている内容でございます。

ページ、8ページ目でございます。

ノンファーム型接続、これまでのファーム型接続に替わる形で、ノンファーム型接続、送電線混雑時につきましては、出力制御を一定条件といたしまして、新規の接続を許容するノンファーム型接続、こういったものを広めていくといった方向性で議論をしている最中でございます。こういったノンファーム型接続を全国展開をしていくに当たって、様々なこれまでのルール、こういったものの見直しが必要になってきていると、こういった内容でございます。こういった詳細について現在検討しているところでございます。

ページ、12ページ目でございます。

フェードアウトに関する計画という内容でございます。非効率石炭火力のフェードアウトを着実に進めていくために、各事業者が具体的にどのように取組を進め、それをどう把握していくのかといったところの御意見をいただいているところでございます。

一方で、安定供給の確保、こういったものも大事になってくるということでございますけれども、そういった観点から、一定の石炭火力発電事業者に2030年に向けたフェードアウト、こういったものを具体的にどういうふうに進めていくのかといったところを御提出いただきたいという方向で、現在整理を行っているところでございます。

毎年度作成し、石炭火力全体の約8割を占める大手電力、そのほか同等以上の発電量を持つ事業者、こういったものを対象としまして計画の策定を求めていくと、こういった方向性で議論をしてございます。火力発電の見通し、個別発電所の休廃止・新設予定、個別発電所の特記事項、こういったものを記載をいただき、一方で、各事業者単位での公表ではなく、全事業者を統合した形で全体の絵姿を公表していくという方向で議論を進めているという内容でございます。

4ポツでございます。ページ、16ページ目以降でございます。

本タスクフォースの役割といたしまして、非効率石炭火力のフェードアウト、こういったものをどういうふうな措置として誘導していくのかと、こういうようなタスクを担っているというふうな整理をさせていただいてございます。

前回大きな論点をお示しをさせていただき、御議論をいただいたというふうに承知をしてございます。世界の議論では、容量市場の創設に当たって、kWには差異を設けないという形で議論をしてございますけれども、非効率石炭フェードアウトの議論を踏まえて、同じkWでも異なる電源で違った価格がつくような商品、こういったものもあり得るんじゃないかと、こんな御指摘もいただいているところでございます。

一方で容量が逼迫しているときにフェードアウトを進めてよいのかという懸念、一方で石炭事業者へ巨額な収入が落ちるとのこと、こういったものとの方向性のずれ、こういったものをど

ういうふうを考えるのかという御指摘もいただいております。

また、石炭火力が容量市場でもらえる金額の制約、特に非効率な石炭火力のうち、稼働率を下げることに消極的なものに対しては容量市場の収入を減らすことも考えるべきと、こんなコメントもいただいております。

こういった主な内容を踏まえまして、誘導措置に関する基本的な論点ということ、改めて整理をさせていただいております。

誘導措置の在り方といたしまして、これまでもコメント等させていただいておりますが、全体での整合性を図っていくということ、規制的措施との整合性を図っていくこと、このポイントが重要だといったところの基本認識を整理をさせていただいております。

一方で、フェードアウトと誘導措置ということで、今回の容量オークションにおいて、多数の石炭火力についても落札をされているという現状でございます。こういったものについてどういうふうに考えていくのかという点。

さらには、フェードアウトのインセンティブということで、非効率石炭火力のフェードアウト、発電所の廃止はなく発電量の抑制を含む、こういった発電量の抑制に対して一定のインセンティブを付すということ、こういったものも考えられるのではないかとといったところで、前回いただきました意見をベースに基本的な論点を整理をさせていただいております。本日この論点につきまして、コメント、御意見をいただければというふうに考えている次第でございます。

私からは以上でございます。

○横山座長

御説明、ありがとうございました。

それでは、ただいまの御説明につきまして、発言を希望される方は、先ほどと同様、チャットのコメント欄にお書きいただければというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、廣瀬委員からお願いいたします。

○廣瀬委員

廣瀬でございます。聞こえますか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○廣瀬委員

どうもありがとうございます。

御説明、ありがとうございました。

資料4-1、容量市場についてに関して申し上げます。

順不同になりますが、項目の2つ目、「これまでの御指摘を踏まえた対応について」の(1)の「維持管理コスト」についてですが、維持管理コストの算定方法につき、今までガイドラインに示されていなかった部分を明確にするという意図だと思いますので、これは今回御提案されているとおりに、ガイドラインを修正するという事で結構だと思います。

また、同じく(2)の「情報の開示・公表」について、その公表のほうについてですが、落札した電源の発電所名や容量等を公表するというのが競争上特に不利に働くことがないということなのであれば、情報をできる限り公表していくという方向で検討するのが適切だと思います。ここは事業者の皆様によく確認した上で進めていくということだと思います。

次に、項目の1番目の「これまでいただいた主な御意見とこれまでの考え方」に関連して申し上げます。今回のオークションにおいて、問題のある入札が見られなかったという監視等委員会からの御報告をいただいておりますので、そのオークションに基づく今回の結果は、市場が発したシグナルとして、その意味するところを尊重すべきだと基本的には考えております。

例えばですが、今回のオークションでは逆数入札が結果として価格を引き上げることになりましたが、高い価格で入札すれば約定しないという可能性も高まるわけですので、逆数入札を認めたことに問題があったとする見方だけでなく、むしろ容量の需給関係が極めてタイトだという事実をどう考えるのかという観点が重要だと思います。

そして、それでも新しい電源を整備する動きが活発にならないというのであれば、例えば今回応札しなかった電源をどう考えるのか、その中でも原子力は容量の規模が大きく、稼働するか否かの影響が大きくなりますから、この扱いをはっきりさせるということが重要だと思います。この資料4-1の8ページにありますように、今回応札しなかった電源の扱いにつき、広域機関とともに対応を検討するという事で結構だと思います。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、安藤委員、よろしく願いいたします。

○安藤委員

よろしく願いします。

資料4-1についてですが、7ページのところで上限価格の非公表というお話があります。これまで何度か申し上げておりますけれども、よくない取組だと思っております。上限価格が非公表になると、その価格が分からないがために、それをどう予想するかによって応札行動が変わってきます。そして、コストが安い電源なのに、それがうまく落札されないことになると、社会的

な損失が発生します。

また、上限価格を知りたいがために、場合によってはその情報を得ようと何か役所に影響を与えようとか、そういう活動も考えられないことではないので、やはり上限価格を定めるんだったら、しっかり明示してやったほうが良いと思います。また非公表にするぐらいだったら、その後にかかれているとおり、上限価格の1.5倍とか、そういうところの引下げを真っ向から議論したほうが筋がよいかなと感じております。

次に、透明性の話、制度運用の透明性のところで応札した発電所を公開する、公表するということについて、発電事業者が嫌がっているという見解があります。それが競争上の利益を保護するためなのか、それとも、応札したかどうかによって、例えばその発電所がどのぐらいのタイミングで維持・運用していくのか等を、周辺の地域の関係者との交渉関係などを通じて困ることがあるからなのか、同業他社との電力業界の競争の話なのか、それともその発電所の維持管理、運営の面での問題なのかなど、そういういろいろな要素があると思います。そして競争上の問題があるというのだったら、例えば幅を広く取って発電所の規模を大・中・小などと分けて、あまり発電所の能力が分からないような形であったとしても、公開しないよりは公開したほうが良いと思っています。

また、公開するか否かの二択ではなく、公開はするんだけど、少し時間をおいてから、例えば2年後に公開するとか、そういう形であれば受入れ可能なかどうかどうか、このあたりも知りたいところだと思っております。

もう一点、4-2の非効率石炭の話ですが、非効率的な石炭火力がフェーズアウトするということ自体は今の流れからしたら避けられないとも感じておりますが、この一度造ったものが時代が変わったということで排除される可能性があるということを受けますと、例えばこの非効率的な石炭火力の話が終わった後に、今度は次に環境的に問題があるのは例えばLNG火力だなどとなってしまって、そうすると今度はLNG火力をフェードアウトしないといけないと、非効率的LNGとかいう議論が始まる可能性もないわけではないかもしれないわけですね。というふうに、今回の非効率石炭をどう扱うかによって、今後、別の発電施設についても、その投資が抑制されるであるとか、将来の不確実性が高まったと認識されてしまう可能性があるとも考えております。

というわけで、フェードアウトのインセンティブについては、決して乱暴にはならず、適正な取組が必要かなと感じております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、J-POWERの菅野さん、よろしくお願いいたします。

○菅野オブザーバー

J-POWERの菅野です。一つだけ、情報の公表について意見を言わせていただきます。

この容量市場の落札電源に関して、参加事業者名、落札電源の容量も公表したらどうかと、議論されておりますけれども、これが公表されるとなりますと、事業者名が分かり、それから数十kWの量だと書かれた場合、大体どの電源か電源名、発電所名もおおよそ特定できるというふう

に理解をしております。

他方で、資料4-2ですが、フェードアウト計画に関して、大手の事業者がフェードアウト計画を提出するという事になっているわけで、こちらの資料4-2の13ポツを見ていくと、この計画の公表は、各事業者単位での計画は公表せずに、統合した形で2030年に向けた絵姿を公表するとしていただいております。この容量市場のほうで4年前にどの電源が入っていたのか、入っていないのかということが分かると、現在石炭火力フェードアウトについては、地元の自治体、石炭火力の所在している立地自治体である市町村、都道府県も、経産省でやっておられる石炭火力検討ワーキンググループなどの資料もかなり入念にチェックをされているそうでございます。

そういった観点から申し上げますと、4年前にどの電源が落札しているか、していないかということは、札を入れたときに休廃止等の情報が分かってしまうこととなりますので、その点については慎重にお考えいただきたい。少なくとも4年前に地元調整等が全部終わっているというのは非現実的などころがございまして、そういう早期の落札情報の事業者名と容量が両方分かった形での情報の公表ということに関しては、ぜひお考えいただきたいと思っております。

以上でございます。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、松村委員から、よろしくお願いいたします。

○松村委員

はい、松村です。聞こえますか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○松村委員

今回は、具体的な提案というよりは、まだ問題がこんなにたくさんあるので、継続してこの後慎重に検討していくことを示していただいたのだと思います。個々の点については、今までも、この委員会でも、あるいは別の委員会でも発言しており、それについて意見は変わっておりませ

ん。改革が相当に必要で、しかも来年度の入札に間に合うように改革をしていただきたいという点も変わっておりません。

その上で、まず今回具体的に出てきた情報の開示ですが、先ほど廣瀬委員から競争上問題にならないようなものは開示して、そうでないものは慎重に事業者に聞いてほしいという意見については、申し訳ありませんが全く賛成しかねます。まず競争上の問題がなければ、公益的な意味があるのは明らかなので、そんなものは議論するまでもなく開示するのは当然のこと。

競争上の問題があるとしても、それがどの程度のことかということが問題。情報を開示することの公益的な利益と比較・勘案して決めるということだと思います。したがって、ヒアリングして競争上ほんの少しでも問題があると事業者が言い立てたら、もうその情報は開示できないなどという結果にならないように。競争上の問題が説得力がないようなものはもちろん開示していただきたいのですが、競争上の影響が少しでもあるなら開示しないということでは、決してないと思います。この点については、そのための利益と弊害の両方を考えながら、どこまで開示するのかを考えていくべきだと思います。

その上で、今回の入札結果は、監視等委員会のほうから明らかに問題のある入札がなかったと報告されたことから、市場がうまく機能したと判断する、などという短絡的な発想は全く受け入れられません。これは、そもそも制度としていろんな意味で、需要曲線の引き方だとか、そのほかのことが、監視以外の点でもいろいろ問題があったのではないかという点がこれだけ多く指摘されている中で、これがうまく機能したという前提でこの後の改革により、制度を微修正していくという発想ではなく、機能していなかった可能性を考えて議論していくことになると思います。いろんな意味で不可解なことが、シミュレーションなどで次々と明らかになってきた。諸外国以上に情報開示の価値が高い、それだけ不透明だったということだと思いますので、情報の開示についてはぜひ積極的に考えていただきたい。

ここで、その結果として地元との調整という点が今も出てきましたし、この後も出てくると思いますが、よくよく考えていただきたい。石炭のフェードアウトという文脈では、地元との調整がとても重要なので、そんなに早く閉めろと言われても困ると。だから、十分に地元との調整とかというようなこと、時間というのを取る必要があるとあれだけ言ってきたわけですから、4年前の段階で十分交渉が進んでいるというようなこともないのにもかかわらず、突然閉めるなんていうようなことって、本来、今まで自分たちがやってきたことと相当矛盾しているのではないかと。

当然、その可能性があるとするれば、かなり早い段階から地元との調整はしているはずだし、それが公表されたら困るなどというのは地元を相当ばかにした話。地元の有力者との話はついているのだけれども、下々にはまだ知らせていないから、まだ広く知らせてもらったら困るというこ

とだとすると、そういう関係者を馬鹿にした話じゃないか。そんな理由で、情報の開示は困るなどという議論に引きずられて、情報の開示が制約されるなどということがないように、ぜひお願いします。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、ほかに御意見いかがでしょうか。

いかがでしょうか、特に。

それでは、東北電力北ネットワークの阿部さんから、お願いいたします。

○阿部オブザーバー

東北電力ネットワークの阿部でございます。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえます。

○阿部オブザーバー

それでは、資料4-1の容量市場についてということで、一般送配の立場からコメントさせていただきます。

まず、スライド8、9の調達方法の見直しについてということで整理いただいていますけれども、容量市場というのは基本的に市場原理によって経済性を確保しつつ、将来にわたる電源の新陳代謝で日本全体の供給力を効率的に確保する取組というふうに認識してございます。

資料の中に、追加オークションの活用というふうな議論もございますけれども、やはり電源の新設、リプレースというためには、ある程度のリードタイムが必要だということと、また系統側の設備対応が必要となるというケースも考えられますので、万一その結果1年前の追加オークションで供給力が確保できないということになりますと、安定供給に直結する問題となる可能性があるのではないかと懸念しているところでございます。このため、適切な電源新設に向けた価格シグナルの発信というような意味でも、4年前のメインオークションでの相応の供給力を確保するということが重要だと考えてございますので、慎重な御議論をお願いしたいと思います。

つぎに、スライド8のFIT電源等の期待容量の織り込みについてでございますが、FIT電源のように確実に運転することが期待できるものをしっかり織り込んでいくというのは、そのとおりだと思いますが、どこまで織り込むかということについては、実需給年度における供給力確保の確実性とか適切性、こういうものも十分に考慮した上で御議論いただきたいと思います。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、エネットの竹廣さん、お願いいたします。

○竹廣オブザーバー

はい、ありがとうございます。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○竹廣オブザーバー

資料4-1のほうについてコメントさせていただきます。今回、事務局の資料におきまして、弊社がこれまで意見交換をさせていただいた論点を網羅的に記載いただきまして、感謝したいと思います。

1点だけ申し上げるならば、入札価格を決める際の他市場収益の計算方法について、基準の作成ですとか、非支配的事業者との比較といった提案をさせていただきましたので、その点も論点に加えていただければと考えております。

今後このたくさんある論点について検討を深めるに当たってですが、重要なのは、来年度のオークションに向けた見直しのスケジュール感と、見直しの定量的な効果がどれほどのものかということだと考えています。今回御提示いただいている論点はいずれも重要だと思っておりますけれども、短期的に結論が得られるものとそうでないものがあると思っております。どこまで取り組むかといったような目安を得るためにも、幾つかの見通しの立った論点について、今年の実際のオークションの札を活用して約定のシミュレーションを行って、定量的にそれぞれの見直しがどれほどの効果があるのかといったことを検証してはいかかがかと考えています。

これは推測になりますけれども、実効的な効果が出る見直しを行うには、取り組みやすい論点だけではなくて、例えば、ここにもありました激変緩和といったようなテーマにも取り組む必要があると考えていますので、ぜひ事務局には実効的な効果が期待できる論点について取り組んでいただいて、次年度にまず確実に効果が得られるようなスケジュール感で、この検討を進めていただきたいと思います。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、小宮山委員、よろしくお願いいたします。

○小宮山委員

はい、小宮山でございます。

まず、資料の4-1についてでございます。まず、スライドの7でございますけれども、先ほど安藤委員からも御意見ございましたとおり、私も、やはり上限価格を公表しない点に関しましては慎重な検討が必要に思っております。Net CONEの1.5倍である上限価格でございますけれども、こちらはガス複合火力の新設投資にもある程度見合う水準に設定されていると認識しておりますので、これを事前に公表しないことは予見可能性の確保、また、一定の幅を持って公表する案に関しましても、容量確保金額の上昇リスクや投資を逆に妨げるリスクとなり得ないかどうか、慎重な検討が必要に思っております。

それと、スライド14の再エネ電源の価値についての御意見でございますけれども、プレミアムが付与と書いてありますけれども、中身については詳しく承知してございませんけれども、何かしらの補助を求めるような形と理解しておりますが、既に固定価格買取制度で支えられ、また、L5評価ではなくEUE評価でkW価値が算定されている中で、さらに特定の技術を対象とした優遇措置というのが、技術的な中立性の観点から、やはり安定供給や電力のコストに及ぼす影響の客観的分析を踏まえるなど、慎重な検討を要するように思っている次第でございます。

あと、最後の点でございますけれども、資料4-2の石炭フェードアウトの件でございますけれども、こちらは非常にその誘導措置、大変難しい課題と思っております。やはり資料にも記載のとおり供給力不足の可能性があると考えられる。当面は、やはり安定供給確保を前提に、これもうまい措置ではないかもしれませんが、やはり発電量の抑制へのインセンティブ付与をまずは進めることとして、例えば規制措置でのルールと整合的な形になるように、稼働率の高い非効率石炭に関しては、容量市場からの収入を稼働率に応じて減額することも案としては考えられるのではないかとも思う次第でございますが、なるべく技術的にニュートラルな形で考えることが大変大事だというふうに思っている次第でございます。

私のほうからは、以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、イーレックスの上手さん、お願いいたします。

○上手オブザーバー

はい、よろしく申し上げます。

今回、何点か課題をいろいろ整理していただきまして、大変ありがとうございました。ぜひ来期の容量市場に検討していただきたいという思いで、何点かコメントさせていただきます。

まず、6ページの経過措置と逆数入札ですけれども、今回この2つがコンビネーションになってしまったことによって、どうも問題を複雑にする割には、経過措置の意味を果たさないということになったのではないかというふうに思っていますので、こちらも散々申し上げておりますけれども、一旦、白紙にすることも含めて、別の激変緩和を考えていただくということも念頭に入れていただけないかなというふうに思いました。これは難しい議論になると思いますが、ぜひ御検討いただきたいというふうに思っております。

それから、9ページの目標調達量の見直しのところですけれども、検討当時、当社はメインオークション一括調達でもよいというふうに申し上げたのですけれども、今回の入札結果を踏まえますと、やはりメインオークションで一括調達しなくてもよいのではというふうに考えております。4年前ですと想定以上の埋没電源が出てしまうということが分かりましたし、何よりも不確実で稼働させていないという電源はかなりありました。これを4年前の供給計画から織り込むというのは難しい話かもしれませんので、やはり必要な量を段階的に確保、例えば4年前、3年前、2年前、1年前と、毎年やってもいいのではないかと思いますし、最低でも現行の追加オークションに一定程度、募集量を温存した形でのすみ分けを考えたほうがよいというふうに思っております。

それから、11ページの長期契約を前提にした新設電源の公募案については、大いに賛同をいたします。これはファイナンスの観点からも予見可能性がより高くなりますので、新設については、例えば選択肢として約定価格を複数が保証するという制度があってもよいのではというふうに考えます。

それから、4-1の最後ですけれども、論点にはありませんでしたけれども、他市場収益についてはどのような考え方で計算されているのか、特に燃料価格や市場価格の前提というのはよく調べていただきたいというふうに思います。特に市場価格が上がる時に追加的に利益が上がるわけですけれども、市況が下がっても発電所を止めればそれほど損失は拡大しない。いわゆるオプションのような価値を全く見ていないのではないかというふうに思っております。このあたりも含めて、計算方法の明示化を図っていただければというふうに思います。

それから、4-2に関して1点ございます。4ページの基本的方向性に関しては、バイオマス混焼を含めていろいろな活用方策を導入して、設備を即廃止しない方向で検討しておられるというのは、よい流れかと思っております。その上で、容量市場での誘導施策をどうするかという点ですけれども、これはまだ新設電源の誘導策ですとか、応札しなかった供給量の扱い、不確実な電源の扱い、こういったものがまだ明確になっていない中で、先んじて石炭廃止の誘導施策だけを組み入れて、供給力を落とす方向で進めていくということについては、慎重に考えるべきでは

ないかというふうに考えております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

大橋委員、それではよろしく願いいたします。

○大橋委員

ありがとうございます。

まず、容量市場に関してですけれども、大変様々な論点での検討の視点を出していただいております。前回も、監視等委員会だと思いましたが、シミュレーションで容量市場の評価を幾つかの視点でいただいたと思いますけれども、そうした定量的な評価をしっかりと引き続きやっていただくことで、市場参加者の方々も含めて、容量市場というのはどう機能するのかということが皆さんの認知にもしみ込んでいくかなというふうに思いますので、ぜひそれぞれの観点について、定量的な評価というものをしっかりとやっていただければと思います。

今回の価格については、監視委から事後的に入札を見ていただいて、問題がなかったというふうな形にしているわけですが、こうした事後的なチェックを、場合によると事前にチェックすると、ある程度の価格以上のものについては登録制にするとか、やや人為的などころもあるかもしれませんが、事後的なものを事前にやるという考え方もあり得るのかなと。実は事後チェックと事前チェックとは同値ではないと思っております、事前チェックというふうな仕方ですっきり透明性を、入札額における適正性を確保するというふうなやり方ももしかすると、行政コストを考えなければ、あるかもしれないというふうに思います。

3番目に、情報公開に関してですけれども、これは結局、発電所の所有権も、あるいはアセットマネジメントは、従来から電力会社自身がやられているということは事実ではありますが、他方で容量市場を通じて小売事業者あるいは需要家に発電所を支えてもらっているというのは姿として、容量市場というものを通じて明示的に見えるような形になったのかなと思います。そういう意味でいうと、この発電所の若干、公益性の色がこの制度を通じて強まった部分もあるのかなと思っております、情報公開の達成されるそれによる社会的な利益が何かということと、あとデメリット、これも明示的に文字に落とせないものもあるところがなかなか悩ましいと思いますけれども、その比較考量を幾つかの場合分けについて丁寧に考えてみれば、どこかで線引きができる箇所というのはあるんだろうなと思っております。0か1かという議論じゃなくてももう少し、メリット・デメリットの表を幾つかの案でつくっていただくのが、多分議論を深めるのにはいいのかなというふうに思います。

フェードアウトについては、事業者さんも、カーボンニュートラルの宣言以降、しっかり考えられていると思いますので、これは計画を通じてそれが現れてくるんだと思います。これはやはり雇用とか地域との関係とかいろいろ関わるというのは事業者さんからも御発言いただいていると思いますけれども、計画の進捗の結果がどうかというのをぎりぎり見ると、やはり実態は生き物なのでぴったり計画どおりにならないこともあるんだと思いますけれども、事前の計画をしっかり見ていただいて、結果はベストエフォートで、若干、努力を認めるというふうな感じのところで全体見ていきながら、フェードアウトに近づいていくというふうな姿を描いていただくのがいいのかなというふうに思います。

ありがとうございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、秋元委員、お願いいたします。

○秋元委員

はい、ありがとうございます。

容量市場についていろいろ課題を列挙して整理いただいたんだと思いますが、先ほどの非化石価値取引市場の件と同じなんですけれども、容量市場について十分に国民に理解されていないんじゃないかと懸念もありまして。もちろんたくさん課題も残っているわけですが、もう少し容量市場全体のもう一度その価値というのは、コストを非常に最小化しながら安定供給に資するという制度を目指しているわけで、そういった価値をちゃんと広報を通じてもっと国民に伝える努力はまずもって必要なのかなという気がしています。

それはちょっとまず申し上げたいことで、その上で、いろいろ課題がある中で少しやっぱり、前も申し上げたと思うんですけども、整理がそろそろ必要で、要は、検討からこれはまずは外していいかなというようなものと、来年度に間に合わせるというようなものと、少し時間をかけて全体がほかとの関係等いろいろ出てくるものと、幾つかそういうものが混ざっているというふうに思いますので、そういった整理をそろそろしたほうがいいかなという気がしています。

例えば、申し上げますと、検討から外したほうがいいんじゃないかというのは、ちょっと先ほどからも意見がありましたけれども、上限価格を非公表にするという件に関しては、私はもう外していいんじゃないかなという気がします。これをやると、むしろ高いところで入札してくる可能性もあって、私はむしろ逆効果の懸念のほうが大きいかなという気がしていますので、そういったものをちょっと考えていただきたいという気がします。

来年度に間に合わせるという部分でいきますと、私も申し上げた結果、広域機関のほうの検討

会では、バイオマス混焼の石炭火力部分について供給力に組み入れるという部分に関しては、前向きな御提案を既にいただいている、そういったものがもう少しないのかというところを、引き続き時間の速度をもってやっていっていただきたいというふうに思います。

ただ、一方で、その経過措置と逆数入札というところは課題としては確かにあるものの、これをやろうと思うと、結構、全体の制度設計にも絡む可能性もあって、もう少し慎重に議論が必要かなという気がして、もちろん来年度に間に合えばそれでいいですけども、少し時間がかかるのかなという感じも私としては持っています。

あと、先ほども議論があって、追加オークション、全量を先に取り取らなくてもいいんじゃないという、私もそういう可能性はあるかなというふうには思っています。ただ、これも検討しようと思うと、途中どこかでありましたけれども、新設電源の確保の部分で、構築小委のほうで別の制度も含めて検討を始めるという形になっていると思いますけれども、やはりちょっとその容量市場の4年という部分が中途半端な部分もあると私も思っていて、もっと長期で新設電源を考えないといけないという部分と、今度4年だと中途半端で、例えば先ほども原子力って未稼働の原子力みたいなものがありましたけれども、こういったものをカウントできないという部分もありまして、このあたりもう少し、全体像としてどういう姿が本当に望ましいのかということをよく考えていかないといけないかなというふうに思っているところでございます。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○横山座長

ありがとうございました。

次は、出光興産の渡辺さん、お願いいたします。

○渡辺オブザーバー

渡辺でございます。聞こえますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○渡辺オブザーバー

本当にこれまでの新電力事業者からの意見も含めて幅広く取り上げていただきまして、論点としてきちっと整理していただいたこと、本当にありがとうございます。また、これらの論点について議論していくということで、全く賛同させていただきます。その上で、個別の論点につきまして3点と、あと、今後の進め方について1つ、御意見を述べさせていただきたいと思います。

まず、個別ですが、ページが前後いたしますが、資料4-1の16ページ、維持管理コストについてです。この算定方法の在り方の中で、他市場収益の算定方法について、これまで同業者の間

で卸市場価格ですとか、燃料価格の考え方、こういったものがどう違うのかも含めて、その後明確にしていくということを御意見として申し上げていますので、ぜひここにつきましては加えていただければと思っております。

それから、9ページの調達方法の見直しというところでございますが、113%の目標調達量を3年以上前に一括で調達しなくてもよいのではないかという意見につきましては、特に今年は、今日の議題にもある非効率石炭の問題ですとか、エネルギー基本計画の見直しとか、多分に個別の電源の将来の稼働に影響を与えるようなものにつながると思われるエネルギー政策の検討も進んでおりますので、特に将来への不確実性が高いタイミングではないかなというふうにも考えておりますので、そういう政策動向に応じた調整機能という観点でも、この意見というのはサポートされるのではないかなというふうに思っております。

例えばメインオークションでは、供給計画で求めている水準並みのレベルで調達して、最低限の信頼度をきちっと確保しつつ、残りは、特に不透明な状況も鑑みまして、政策動向などがきちっと見通しの精度が上がったタイミングで、追加のオークションで調達するというようなことも、特段、特に今年については考えていくべきではないかと思っております。

それから、8ページ目の今回応札しなかった電源の扱いでございますが、今回、容量市場の中身、内容について十分に理解できてないということで、初年度の応札を見送ったというような電源もあるというふうに聞いておまして。先ほども供給力そのものに余裕がないということが問題ではないかというような御指摘もありましたが、そういった観点でも、こういった電源もきちっと市場に参加していただくということは非常に重要だというふうに思っておりますので、その促進策としての観点でも、21ページに記載いただいております情報公開、これは非常に重要だと考えています。今回の入札結果については、業界内にとどまらず、社会に対してより積極的に公開していくことで、容量市場の目的ですとか制度の具体的な中身、こういったものへの理解がますます深まって、結果として応札電源が増えていくということにつながるんじゃないかと思っております。

最後に、今後の進め方でございますが、非常に幅広く論点を取り上げていただいたことで、非常に検討の難易度が高いものから、ある意味簡単そうに見えるものまで、多岐にわたっておりますので、最大のチャレンジは、これらを来年のオークションまでに検討し終わって、入札制度に必要な見直しを行って、入札が実施して、結果として容量市場の趣旨に合った形での価格形成がなされるかどうかということだと思っておりますので、そのためにも、前回も意見として述べさせていただきましたけれども、1点目として、来年度の入札オークションの開催時期を起点とした全体の見直しスケジュールをまず決めてはいかかかというところと、2点目としては、見直し

項目の実効性という観点で、個別課題の検討を進めていく中で、今年度の結果を使って実効性のシミュレーションをしっかりと積極的に行っていくということで進めていってはいかがでしょうかという、この2点を御提案させていただきたいと思います。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、関西電力の小川さん、お願いいたします。

○小川オブザーバー

はい、小川でございます。よろしくお願ひいたします。聞こえておりますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○小川オブザーバー

私からは、資料4-1に関しまして、維持管理コスト、それから情報の公開・公表の2点について申し上げたいと思います。

まず、維持管理コストの件でございますけれども、18ページに記載いただいているとおり、単年度分の費用計上ということで、これはガイドラインにきちっと明確化していただくということかと思っております。

この際に一つ御検討いただければと思っておりますのが、休止中の電源を応札する場合で、しかもこれが将来必要になるという状況下で容量市場にて約定した場合、稼働をやっていくためには、やはり休止中ですので、複数年度にわたって費用が発生するという可能性もございます。こういったものがどういう扱いになるのかということについても、併せてガイドラインで、例外的な扱いになるかもしれませんけれども、取扱いを併せて定めていただくのがよろしいかというふうに思っております。

次に、情報公開に関してコメントさせていただきたいと思っております。

まず、ページ21に今回記載いただいております小売事業者のための情報開示ということにつきましては、これは私どもも既存の相対契約の見直し協議は行っていく必要がございますので、広域機関様のほうでやっていただいているということですので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

その一方で、一般に広く容量市場に関する理解をいただくためのさらなる情報の公表ということにつきまして申し上げたいと思っておりますが、先ほど来様々な御意見出ておりますが、前回の制度検討作業部会におきましても、どの範囲の情報を一般に公開するかについては、公表による利益

と事業者の不利益を勘案しつつ検討するというふうにされておりました、やはりここはまず公表による利益と不利益とは何かということを確認した上で、それらを比較考量して、どういった情報を公表対象とするかというのを検討いただくのが重要なことというふうに思っております。

その上で、発電事業者の立場から3点ほど、気にしております懸念事項を申し上げたいというふうに思います。

1点目は、これは供給計画との関係でございますけれども、容量市場の応札対象電源は、その供給計画の形状と密接に関係しておりますけれども、この発電事業者の供給計画というのは、現在、情報公開法上の取扱い上非開示というふうになっております。そういった中で、この容量市場側で4年後の落札電源だけが特定、あるいは類推特定されるような形で公開されますと、様々な臆測を呼ぶことになるんじゃないかなという懸念はしております。

例えば供給計画が、これは非公開ですので、落札電源以外の電源が非落札だったのか、応札しなかったのか、そもそも供給計画に載っていないのか、こういったことが分かりませんので、そういったところで様々な臆測を呼ぶということが、事業運営上何らかの影響があるんじゃないかというふうに心配しております。情報公開上の扱いの整合性ということも少し考慮する必要がありますかと思っております。

それから、2点目としまして、同じく個別の電源が類推特定されるような情報が公表されたという場合に、やはりその落札、非落札の状況から、その事業者の応札方針が場合によっては特定されるケースもあるのかなと思います。そうなりますと、翌年度以降、発電事業者等の応札行動に影響があるのではないかというふうに懸念もしております。

それから、3点目ですけれども、これも先ほど少し御意見出しておりましたけれども、発電事業者といたしまして、発電所の運営というのはやはり立地地域の地元の皆様の御理解あつての発電事業でございますので、そこは極めて重要だと思っております。先ほど非効率石炭フェードアウト計画との関係についてもいろいろと御発言ございましたけれども、この非効率石炭フェードアウトに関わるのにやはり電源をどうするのか、維持していくのか経年化に伴って休廃止していくのかといった判断は、発電事業者として極めて重要な経営判断だというふうに思っております。こういう判断を行い、かつ地元との良好な関係の中で事業を進めていく必要がございますが、容量市場の落札情報のみが先行して明らかになることで、そういった経営判断あるいは地元との関係に、何らかの影響があるんじゃないかなということも心配しているところでございます。

以上、発電事業者としての立場から幾つか懸念事項を挙げさせていただきましたけれども、やはり個別の電源名が類推特定されるような情報の公表については、いろいろな懸念があるんじゃないかなというふうに考えておりました、今日申し上げた点以外にもあるかとは思いますが

も、先ほど最初に申し上げましたとおり、その公表による利益の分、これは当然あると思いますけれども、事業者の不利益の部分、こういったものも整理いただいて、その公表による利益を得るために今、必要な情報の範囲、公開すべき情報の範囲について、慎重かつ多面的な検討をしていただければと思います。

以上でございます。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、東京ガスの菅沢さん、お願いいたします。

○菅沢オブザーバー

菅沢でございます。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○菅沢オブザーバー

今回、網羅的に論点を御整理いただきまして、どうもありがとうございました。

資料4-1でございますけれども、スライド5に御整理いただいている御意見、これは非常に重要なものばかりだと思っておりますので、ぜひこの方向で進めていただきたいと考えております。これらの意見、全て粒の大小はありますけれども、非常に重要なものだと思っておりますので、できるものは来年度にしっかり間に合うように、早急に御検討をしていただきたいと思っております。

本日は、時間も限られていますので、各論について3点だけコメントさせていただきます。

まず、資料4-1のスライド6の価格の観点です。やはりこの論点は、逆数入札を行った電源が約定価格を決める仕組みにしないということと、右下の控除率が実効的に実現されることが望まれるものだと考えております。初回オークションでは42%の控除が予定されたところ、実際は10%以下の効果しかなかったということも踏まえての見直しが必要だと思っております。特に経過措置は、現状29年度までの有期の措置と定められていますので、確実に来年度までに見直しができるよう、スピード感を持った検討を強くお願いしたいと思います。

次に、スライド8に御記載いただいている量の観点でございますけれども、これは先般の広域機関での検討会でも様々な議論があったと認識しております。方向性は資料に御記載いただいているとおり、具体的な対応を御検討いただきたいと思いますと思っております。やはり実効的な効果を得られるように、供給計画に計上してない稼働見通しが不確実な電源も一定程度評価する等の対応により、なるべく多くの供給力を織り込んでいただけるような見直しをしていただきたいと思いますと思っております。

おります。

こちらの2点につきましては、幾つかの委員の方からも御意見ありましたけれども、初回のオークション結果を基にした効果検証ができるものだと思っております。ぜひ事前にシミュレーションをいただいて、実効的な見直しであることを定量的に確認・把握した後、来年度のオークションを迎えたいと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

最後、資料4-2でございますけれども、こちらのスライド1に御記載いただひているように、フェードアウトに伴ひます供給力の減少が見込まれますので、やはり安定供給を実現するには、資料4-1に戻りますけれども、スライド11に御記載いただひているような新設電源の投資促進策はセットで必要なものだと考へております。また、今後、火力発電に求められる役割は、ベース稼働ではなく、変動再エネを支えるバックアップの機能も担っていくものになりますので、役割に適した電源へと計画的に新陳代謝を図っていくという視点も非常に大事だと考へております。

私からは以上です。

○横山座長

ありがとうございます。

それでは、続きまして、又吉委員、お願ひいたします。

○又吉委員

はい、又吉です。2点コメントさせていただきたいと思ひます。

1点目は、オークション結果に対する御意見についてです。今回御提示いただひた観点は非常に多岐にわたっており、また市場制度、ルールの抜本見直しを求める御意見も多く、正直申し上げて消化不良の状態、どうコメントしていいか悩ましいなと思っております。

一方、初回オークションの結果だけで十分な検証が得られるかという疑問も残っており、同時並行的、かつ多項目ルールの見直しがどんな結果を生む可能性があるのか見極めにくいと考へております。既に広域機関で検討が進められております埋没電源を減らす取組など、優先度が高い課題には早期着手することが望ましいと考へますが、抜本的な制度運営変更を伴う見直しについては、もう少しオークション実績を積んだ上で、慎重に検討を進めるオプションもあるのではないかと考へる次第です。

2点目は、情報開示についてです。規制当局や市場管理者以外に、個別電源情報を広く一般に開示するということには、私は慎重な議論が必要なのではないかと考へております。米国では電源のM&Aが多く、個別電源の収支に関わる情報はファイナンスの視点からは機微情報に当たる点も考へられて、恐らく情報開示に慎重な姿勢が取られているのではないかと推察しております。小売・発電間のPPA見直し協議に当たっては、情報開示が必要であれば広域機関

を通じて情報にアクセスするルートもあるため、果たして広く一般にまで機微情報を公開することのメリット・デメリットというのはどうなるのかというところは、整理しつつ慎重に御検討いただければと思っている次第です。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

それでは、続きまして、中部電力、花井さん、お願いいたします。

○花井オブザーバー

中部電力、花井でございます。聞こえていますでしょうか。

○横山座長

はい、聞こえております。

○花井オブザーバー

資料4-1と4-2について意見させていただきます。

まず、資料4-1の6ページにある小売事業に対する影響緩和の経過措置と逆数入札の関係についてです。前回、監視等委員会殿から御説明があったとおり、今回のオークションでは約定価格の電源の中に逆数入札をしてない電源もあったということですので、前回も発言いたしましたが、経過措置や逆数入札の見直しを検討する状況にはないと認識しております。ただ、この検討におきましては、これまでどおり経過措置と逆数入札、これらをセットで議論をお願いしたいと思います。

続きまして、14ページの再エネの価値評価に関してです。再エネ電源の供給力価値は、安定電源との代替価値としてEUE評価で算定することが整理されています。広域機関殿で過去実績や供給計画に基づいて算定し、調整係数の見直しが毎年行われるものと認識しています。再エネ電源の供給力価値は技術的に正しく評価されるべきと思っていますので、評価を歪めてしまいますと安定供給上、望ましくないと考えます。

次に、資料4-2、誘導措置に関する論点についてです。本作業部会では安定供給確保を前提に、非効率石炭のフェードアウトを進めるための誘導措置として、容量市場に着目した議論を行ってきたと認識しています。容量市場で中長期的な供給力を確保することと非効率石炭のフェードアウトは、政策目的として相反する部分がありますので、容量市場という一つの仕組みで両者を同時に実現していくということは難易度が高いと考えています。例えば、容量市場で支払対価を変えることも一つの案として考えられますが、非効率石炭をフェードアウトさせながらも、安定供給の観点から急激なフェードアウトとならないような価格水準を設定することは難しいので

はないかと考えております。また、そもそも同一kWに同一支払という制度の根幹を覆すことは慎重にやるべきだと考えています。

他方、19ページの一番下に記載がございますが、非効率石炭のフェードアウトは発電所の廃止だけではなく、発電量の抑制も含むものであり、kWの削減というよりは、kWhをいかに減らしていくかという措置も重要と考えています。kWhの抑制を考えるのであれば、kWを取引する容量市場ではなく、kWhの抑制に対して一定のインセンティブを与えるような別な仕組みを考えるほうが自然だと思いますし、それぞれの政策目的の達成にも効果的ではないかと考えております。

容量市場は、むしろフェードアウトする非効率石炭のkW価値を有効活用する市場と位置づけるほうが、容量市場の本来の役割とも合致するため、望ましいと考えております。

以上です。

○横山座長

ありがとうございました。

12時をちょっと過ぎてしまいましたが、最後になりましたけれども、監視委員会の佐藤さんから、お願いいたします。

○佐藤オブザーバー

すみません、時間過ぎまして。情報公表について意見を述べさせていただきます。

幾つか情報公表に関しましては委員の方からの意見があったことは承知しておりますが、オブザーバーの方だったと思いますけれども、供給計画とかほかの制度との情報の公表性に関し、情報の公表の範囲でありますとか、それに整合性を考えるべきだという御発言があったんですけれども、私は考える必要ないと思います。

というのは、今まで普通、その情報公表というのは規制的なものとか、一方的に単に公表してくれ、公表するなということなんです、今回の容量メカニズムに関しましては、小売事業者の方から容量拠出金ということで相当多額のお金を受け取るわけですから、それを前提として公表するというのは、何の対価もなく公表するというのとは全く次元が違うと思います。

そのため、やはり明らかに問題があるといった情報とか、それ以外は全て、少なくとも容量拠出金を払っておられるような方が要求する上では可能な限り出すというのは当然であって、これまでとの感覚とか、これまでとの制度とは、整合性を考えるというよりは、当然、積極的にやるべきだというふうに強く思っております。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

非常にたくさんの、ほとんど全ての論点につきまして御意見をいただきまして、ありがとうございます。

特に来年度の見直しのスケジュール感、実効性の確保のチェックということについての御意見もあつたかというふうに思います。

それでは、事務局のほうから簡単にコメントいただければと存じます。

○森本電力供給室長

本日もいろいろコメントありがとうございました。いただきました御意見をちょっと整理をさせていただいて、また次回、御議論させていただきたいと思っています。特にスケジュール感を持ってという指摘をいただいたかと承知をしてございまして、できるだけ速やかに、早急に対応してまいりたいと思っておりますので、引き続きよろしくお願いをいたします。

以上です。

○横山座長

どうもありがとうございました。

たくさんの御意見、ありがとうございました。

事務局におかれましては、本日の議論も踏まえまして、実施機関であります広域機関とも連携を取っていただきまして、次回以降さらなる具体的な検討が進むように御準備をいただければというふうに思います。

それでは、あと、残りました参考資料、ベースロード市場2020年度第1回、第2回オークション取引結果についての資料がございますが、事務局から何かございますでしょうか。

○森本電力供給室長

ベースロード市場につきましても、この検討会で御議論をいただきまして、今年2年目に入っております。まだ第3回目も残っておりますけれども、第1回、第2回の結果をまとめさせていただいてございます。本日、時間ございませんので、配付資料という形にさせていただきますけれども、またお時間あるときに御覧いただければというふうにあります。よろしくお願いをいたします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、ほかに何か、全体を通しまして御意見ございますでしょうか。

特に御意見がないようでしたら、本日の議論はここまでとさせていただきたいと思っております。

本日もオンライン会議で開催させていただきましたが、スムーズな議事運営に御協力いただきまして、ありがとうございました。

事務局から、次回の日程等、何かございますでしょうか。

○森本電力供給室長

次回の開催につきましては、また詳細決まり次第、御連絡等させていただきたいと思います。よろしくお願いをいたします。

○横山座長

どうもありがとうございました。

それでは、これもちまして、第44回の制度検討作業部会を終わりにしたいと思います。

本日はどうもありがとうございました。

—了—